

タイトル：『市場監督管理分野における知的財産権事件の訴因に関する規定（試行）』の印刷配布に関する市場監督管理総局、国家知識産権局の通知

インデックス番号：11100000MB0143028R/2024-810688

テーマ分類：総局文書、通知

文書番号：国市稽查発〔2024〕125号

所属機構：執法稽查察局

作成日：2024年12月31日

発布日：2025年01月08日

**『市場監督管理分野における知的財産権事件の訴因に関する規定（試行）』  
の印刷配布に関する市場監督管理総局、国家知識産権局の通知**

各省、自治区、直轄市および新疆生産建設兵団の市場監督管理局（庁、委員会）、知識産権局：

『市場監督管理分野における知的財産権事件の訴因に関する規定（試行）』を印刷配布するので、実情を踏まえて真摯に実行してください。

市場監督管理総局 国家知識産権局

2024年12月31日

（この文書は公開文書である）

## 市場監督管理分野における知的財産権事件の訴因に関する規定（試行）

**第一条** 知的財産権事件における訴因の管理を強化し、知的財産権法執行の規範化を改善するために、本規定を策定した。

**第二条** 本規定は、市場監督管理部門による知的財産権事件の処理に適用される。

**第三条** 訴因は、事件名の重要な構成部分であり、当事者の違法行為の性質を反映している。

**第四条** 訴因は、第一次訴因、第二次訴因、第三次訴因の3段階に分けられる。下位の訴因は上位の訴因を詳細化したものである。

**第五条** 法執行、業務指導、事件広報などの業務において、訴因の適用を規範化する必要がある。

事件について行政処分を科す決定を下す前、あるいは違法があったが行政処分を科すことを控える決定を下す前に、訴因を適用する際に、「疑いがある」という言葉を加えるものとする。

**第六条** 訴因を決定する際に、「階層的進行」の原則に従って、3つのレベルの訴因を下から上に優先的に適用するものとする。対応する下位の訴因がない場合は、上位の訴因を適用する。適用すべき下位の訴因がある場合、上位の訴因を直接適用することはできない。

**第七条** 同じ事件で複数の違法行為がある場合、異なる訴因を並行して適用できる。性質の異なる複数の違法行為に対して、異なる階層の訴因を並行して適用することができる。

**第八条** 本規定に定める訴因を適用して処理された事件に関して、他の法令の適用に移行する場合、本規定に定める訴因は移行前に適用され、他の訴因は移行後に適用されるものとする。

**第九条** 法律、行政法規、部門規則および法執行実務に基づき、訴因を動的に調整する。

法執行実務で発生した新しい種類の事件について、本規定を適用しても訴因が特定できない場合は、段階的に市場監督管理総局に報告し、指導を受け明確にするものとする。

**第十条** 本規定は、国家市場監督管理総局および国家知識産権局が解釈する。

付属書：市場監督管理分野における知的財産権事件の訴因

付属書

## 市場監督管理分野における知的財産権事件の訴因

目次

1. 商標一般使用類
2. 商標権侵害類
3. 商標出願代理類
4. 商標印刷製作類
5. 団体商標、証明商標管理類
6. 地理的表示類
7. 特殊標識、オリンピックシンボルなどの標識類
8. 専利使用類
9. 専利出願代理類
10. その他

### 1. 商標一般使用類

- 1.1 商標の登録事項を許可なく変更した事件（第一次訴因、以下同様）

法律条項：『中華人民共和国商標法』第49条第1項。

例：ある企業が「AA」という商標の登録事項を許可なく変更した事件。

（関連する法規は2024年12月9日まで更新されており、法律条項の内容はご参考まで、以下同様）【『中華人民共和国商標法』第49条第1項「商標登録者が登録商標を使用する過程において、登録商標、登録者の名義、住所またはその他の登録事項を許可なく変更したときは、地方の工商行政管理部門は、期間を定めて是正するよう命じる。期間が満了しても是正しないときは、商標局はその登録商標を取消す。」】

- 1.2 登録が未だ認められていない商標の商品を販売した事件

法律条項：『中華人民共和国商標法』第6条、第51条。

例：ある企業は登録が未だ認められていない商標の商品を販売した事件。

【『中華人民共和国商標法』第6条「法律、行政法規が登録商標を使用しなければならないと定めた商品については、商標登録出願をしなければならない。登録が認められるまでは、市場で販売することができない。」第51条「この法律の第6条の規定に違反した場合、地方の工商行政管理部門は、期間を定めて登録出願するよう命じ、

違法経営額が5万元以上の場合、違法経営額の20%以下の罰金を科すことができ、違法経営額がない、または違法経営額が5万元未満の場合、1万元以下の罰金を科すことができる。】

1.2.1 商標が登録されていない巻きタバコ/シガー/刻みタバコ/電子タバコの生産/販売事件（第二次訴因、以下同様）

法律条項：『中華人民共和国商標法』第6条、第51条、『中華人民共和国煙草専売法』第19条第1項、第33条第1項、『中華人民共和国煙草専売法実施条例』第22条、第65条。

例：ある企業による商標が登録されていない巻きタバコの新産事件。

【『中華人民共和国商標法』第6条、第51条（略）

『中華人民共和国煙草専売法』第19条第1項「巻きタバコ、シガーおよび包装のある刻みタバコは商標登録を出願しなければならない。登録を許可されていない場合、生産、販売してはならない。」第33条第1項「商標が登録されていない巻きタバコ、シガー、包装のある刻みタバコを生産、販売した場合、工商行政管理部門が生産、販売の停止を命じ、罰金を科す。」

『中華人民共和国煙草専売法実施条例』第22条「巻きタバコ、シガーおよび包装のある刻みタバコは、登録商標を使用するものとする。」第65条「電子タバコなどの新型煙草製品は、本条例における巻きタバコ関連の規定を参照して処理する。】

1.3 未登録商標を登録商標と偽って使用した事件

法律条項：『中華人民共和国商標法』第52条。

例：ある企業が「AA」という未登録商標を登録商標と偽って使用した事件。

【『中華人民共和国商標法』第52条「未登録商標を登録商標と偽って使用したとき、または未登録商標を使用してこの法律の第10条の規定に違反したときは、地方の工商行政管理部門はこれを差止め、期間を定めて是正するよう命じ、かつ公表することができる。違法経営額が5万元以上の場合、違法経営額の20%以下の罰金を科すことができ、違法経営額がないまたは違法経営額が5万元未満の場合、1万元以下の罰金を科すことができる。】

1.4 商標として使用してはならない標識を商標として使用した事件

法律条項：『中華人民共和国商標法』第10条第1項、第52条。

例：ある企業が商標として使用してはならない標識を商標として使用した事件。

【『中華人民共和国商標法』第10条第1項「次に掲げる標識は、商標として使用してはならない。（一）中華人民共和国の国名、国旗、国章、国歌、軍旗、軍章、軍歌、

勲章など同一または類似するものおよび中央国家機関の名称、標識、所在地の特定地名または象徴的な建物の名称もしくは図形と同一のもの。(二) 外国の国名、国旗、国章、軍旗など同一または類似するもの。ただし、当該国政府の許諾を得ている場合は、この限りでない。(三) 各国政府から成る国際組織の名称、旗、徽章など同一または類似するもの。ただし、同組織の許諾を得ている場合、または公衆に誤認を生じさせない場合は、この限りでない。(四) 実施管理し保証することを表す公式標識または検印と同一または類似するもの。ただし、その認可を受けている場合は、この限りでない。(五) 「赤十字」、「赤新月」の名称、標識と同一または類似するもの。(六) 民族差別の性質を帯びたもの。(七) 欺瞞性を帯び、公衆に商品の品質などの特徴または産地について誤認を生じさせやすいもの。(八) 社会主義の道德、風習を害し、またはその他の悪影響を及ぼすもの。」第52条「未登録商標を登録商標と偽って使用したとき、または未登録商標を使用してこの法律の第十条の規定に違反したときは、地方の工商行政管理部門はこれを差止め、期間を定めて是正するよう命じ、かつ公表することができる。違法経営額が5万元以上の場合、違法経営額の20%以下の罰金を科すことができ、違法経営額がないまたは違法経営額が5万元未満の場合、1万元以下の罰金を科すことができる。】

#### 1.4.1 XXと同一/類似する標識を商標として使用した事件

法律条項：『中華人民共和国商標法』第10条第1項第1号、第2号、第3号、第5号、第52条。

例：ある企業がXXと類似する標識を商標として使用した事件。

#### 1.4.2 許可なく公式標識/検印と同一/類似する標識を商標として使用した事件

法律条項：『中華人民共和国商標法』第10条第1項第4号、第52条。

例：ある企業が許可なく「AA」という公式標識と類似する標識を商標として使用した事件。

#### 1.4.3 欺瞞性を帯びる標識を商標として使用した事件

法律条項：『中華人民共和国商標法』第10条第1項第7号、第52条。

例：ある企業が欺瞞性を帯びる「AA」という標識を商標として使用した事件。

#### 1.4.4 悪影響を及ぼす標識を商標として使用した事件

法律条項：『中華人民共和国商標法』第10条第1項第6号、第8号、第52条。

例：ある企業が悪影響を及ぼす標識を商標として使用した事件。

#### 1.5 地名を商標として使用した事件

法律条項：『中華人民共和国商標法』第10条第2項、第52条。

例：ある企業が「AA」という地名を商標として使用した事件。

【『中華人民共和国商標法』第10条第2項「県級以上の行政区画の地名または公衆に知られている外国地名は、商標とすることができない。ただし、その地名が別の意味を持つ場合、または団体商標、証明商標の一部である場合は、この限りでない。地名を使用して既に登録された商標は、引き続き有効とする。」第52条「未登録商標を登録商標と偽って使用したとき、または未登録商標を使用してこの法律の第10条の規定に違反したときは、地方の工商行政管理部門はこれを差止め、期間を定めて是正するよう命じ、かつ公表することができる。違法経営額が5万元以上の場合、違法経営額の20%以下の罰金を科すことができ、違法経営額がないまたは違法経営額が5万元未満の場合、1万元以下の罰金を科すことができる。」】

#### 1.6 「馳名商標」の表示を商業活動に使用した事件

法律条項：『中華人民共和国商標法』第14条第5項、第53条。

例：ある企業が「馳名商標」の表示を商業活動に使用した事件。

【『中華人民共和国商標法』第14条第5項「生産、経営者は、「馳名商標」の表示を商品、商品の包装もしくは容器に使用したり、または広告宣伝、展示およびその他の商業活動に使用したりしてはならない。」第53条「この法律の第14条第5項の規定に違反した場合、地方の工商行政管理部門は是正を命じ、10万元の罰金を科す。」】

#### 1.7 使用許諾を受けた商品に被許諾者の名称/商品の原産地を明記しなかった事件

法律条項：『中華人民共和国商標法』第43条第2項、『中華人民共和国商標法实施条例』第71条。

例：ある企業が使用許諾を受けた商品に被許諾者の名称を明記しなかった事件。

【『中華人民共和国商標法』第43条第2項「許諾を受けて他人の登録商標を使用するときは、当該登録商標を使用する商品に被許諾者の名称および商品の原産地を明記しなければならない。」

『中華人民共和国商標法实施条例』第71条「商標法第43条第2項の規定に違反した場合、工商行政管理部門は、期限を定め是正を命じる。期限を過ぎても是正しなかった場合、販売を差し止める。販売差し止めを拒絶した場合、10万元以下の罰金を科す。」】

#### 1.8 『商標登録証』/商標証明書類を偽造または変造した事件

法律条項：『中華人民共和国商標法实施条例』第64条第3項。

例：ある企業が『商標登録証』/商標証明書類を偽造または変造した事件。

【『中華人民共和国商標法実施条例』第64条第3項「『商標登録証』またはその他の商標証明書類を偽造または変造した場合、刑法の国家機関証明文書偽造、変造罪またはその他の罪に対する規定に基づき、法により刑事責任を追及する。」】

## 2. 商標権侵害類（地理的表示侵害を含まず）

### 2.1 他人の登録商標専用使用権侵害事件

法律条項：『中華人民共和国商標法』第57条、第60条第2項。

例：ある企業による「AA」という登録商標専用使用権侵害事件。

【『中華人民共和国商標法』第57条「次に掲げる行為のいずれかに該当するときは、登録商標専用使用権を侵害している。（一）商標登録者の許諾を得ずに、同一の商品にその登録商標と同一の商標を使用すること。（二）商標登録者の許諾を得ずに、同一の商品にその登録商標と類似の商標を使用し、または類似の商品にその登録商標と同一もしくは類似の商標を使用し、容易に混同を生じさせること。（三）登録商標専用使用権を侵害する商品を販売すること。（四）他人の登録商標標識を偽造もしくは無断で製造し、または偽造もしくは無断で製造した登録商標標識を販売すること。（五）商標登録者の許諾を得ずに、その登録商標を変更し、変更した商標を使用する商品を市場に投入すること。（六）他人の登録商標専用使用権を侵害する行為に対して、故意に便宜を提供し、他人による登録商標専用使用権侵害行為の実施を幫助すること。

（七）他人の登録商標専用使用権にその他の損害を与えること。」第60条第2項「工商行政管理部门は処理にあたって、権利侵害行為の成立を認定した場合、侵害行為の即時停止を命じ、権利侵害商品および主に権利侵害商品の製造、登録商標標識の偽造に用いる器具を没収、廃棄する。違法経営額が5万元以上の場合、違法経営額の5倍以下の罰金を科すことができる。違法経営額がないまたは5万元未満の場合、25万元以下の罰金を科すことができる。5年以内に商標権侵害行為を2回以上行っている場合、またはその他重大な情状を有する場合は、重罰に処するものとする。登録商標専用使用権侵害商品であることを知らずに販売し、当該商品を合法的に取得したことを証明でき、かつ提供者について説明できる場合は、工商行政管理部门が販売の停止を命じる。」】

#### 2.1.1 他人の登録商標詐称事件

法律条項：『中華人民共和国商標法』第57条第1号、第60条第2項。

例：

(1) ある企業が、「AA」という登録商標を詐称したXX商品を生産した事件。

(2) ある企業が、XX 商品において「AA」という登録商標を詐称した事件。

(3) ある企業が、「AA」という登録商標を詐称した事件。

2.1.1.1 他人の登録商標を詐称した煙草製品の生産/販売事件（第三次訴因、以下同様）

法律条項：『中華人民共和国商標法』第57条第1号、第3号、第60条第2項；『中華人民共和国煙草専売法』第19条第2項、第33条第2項。

例：ある企業による「AA」という登録商標を詐称した巻きタバコの生産/販売事件。

【『中華人民共和国商標法』第57条第1号、第3号、第60条第2項（略）

『中華人民共和国煙草専売法』第19条第2項「他人の登録商標を詐称した煙草製品の生産、販売を禁止する。」第33条第2項「他人の登録商標を詐称した煙草製品を生産、販売した場合、工商行政管理部門が侵害行為の停止、被侵害者の損失賠償を命じるとともに、罰金を併科することができる。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。】

2.1.2 他人の登録商標を模倣した事件

法律条項：『中華人民共和国商標法』第57条第2号、第60条第2項、『中華人民共和国商標法实施条例』第76条。

例：

(1) ある企業が、「AA」という登録商標を模倣したXX商品を生産した事件。

(2) ある企業が、XX商品において「AA」という登録商標を模倣した事件。

(3) ある企業が、「AA」という登録商標を模倣した事件。

2.1.3 他人の登録商標専用使用権を侵害した商品の販売事件

法律条項：『中華人民共和国商標法』第57条第3号、第60条第2項。

例：ある企業による「AA」という登録商標専用使用権を侵害した商品の販売事件。

2.1.4 他人の登録商標標識の偽造/無断製作事件

法律条項：『中華人民共和国商標法』第57条第4号、第60条第2項。

例：ある企業による「AA」という登録商標標識の偽造事件。

2.1.5 偽造/無断製作された登録商標標識の販売事件

法律条項：『中華人民共和国商標法』第57条第4号、第60条第2項。

例：ある企業による無断製作された「AA」という登録商標標識の販売事件。

2.1.6 他人の登録商標の無断交換事件

法律条項：『中華人民共和国商標法』第57条第5号、第60条第2項。

例：ある企業による「AA」という登録商標の無断交換事件。

## 2.1.7 他人による商標専用使用権侵害行為を幫助した事件

法律条項：『中華人民共和国商標法』第57条第6号、第60条第2項、『中華人民共和国商標法实施条例』第75条。

例：ある企業が他人による「AA」という登録商標の専用使用権侵害行為を幫助した事件。

## 2.1.8 他人の登録商標専用使用権にその他の損害をもたらした事件

法律条項：『中華人民共和国商標法』第57条第7号、第60条第2項。

例：ある企業が「AA」という登録商標専用使用権に損害をもたらした事件。

## 2.2 他人の馳名商標を複製/模倣/翻訳した商標の使用事件

法律条項：『中華人民共和国商標法』第13条、『中華人民共和国商標法实施条例』第72条。

例：ある企業による「AA」という馳名商標を複製した商標の使用事件。

【『中華人民共和国商標法』第13条第1項「関連する公衆に熟知されている商標について、所有者がその権利を侵害されたと判断したときは、この法律の規定により馳名商標の保護を請求することができる。」第13条第2項「同一または類似の商品について登録出願した商標が、中国で登録されていない他人の馳名商標を複製、模倣または翻訳したものであって、容易に混同を生じさせるときは、その登録をせず、かつその使用を禁止する。」第13条第3項「非同一または非類似の商品について登録出願した商標が、中国で登録されている他人の馳名商標を複製、模倣または翻訳したものであって、公衆を誤認させ、当該馳名商標登録者の利益に損害を与え得るときは、その登録をせず、かつその使用を禁止する。」】

【『中華人民共和国商標法实施条例』第72条「商標権所有者は、商標法第13条の規定に基づき馳名商標の保護を請求する場合、工商行政管理部門に請求することができる。商標局が商標法第14条の規定に基づき馳名商標と認定した場合、工商行政管理部門は、商標法第13条の規定に違反する商標の使用行為を差し止め、商標標識を没収し、廃棄する。商標標識と商品が分割しがたい場合には、一括して没収し、廃棄する。」】

## 2.3 他人の登録商標/登録されていない馳名商標を商号として使用した事件

法律条項：『中華人民共和国商標法』第58条。

例：ある企業が許可なく「AA」という登録商標を商号として使用した事件。

【『中華人民共和国商標法』第58条「他人の登録商標、登録されていない馳名商標を企業名称における商号として使用し、公衆に誤認を生じさせ、不正競争行為を構成

しているときは、『中華人民共和国反不正当竞争法』により処理する。】

### 3. 商標出願代理類

#### 3.1 悪意のある商標登録出願事件

法律条項：『中華人民共和国商標法』第 68 条第 4 項、『商標登録出願行為の規範化に関する若干の規定』第 3 条、第 12 条。

例：ある企業による「AA」などの悪意のある商標登録出願事件。（悪影響を及ぼす商標については、「AA」という商標名称を明記しない）

【『中華人民共和国商標法』第 68 条第 4 項「悪意のある商標登録出願に対し、情状により警告、罰金などの行政処罰を与える。悪意のある商標訴訟に対し、人民法院が法律に基づき処罰を与える。」

『商標登録出願行為の規範化に関する若干の規定』第 3 条「商標登録出願は、信義誠実の原則を守るものとし、次に掲げる行為があってはならない。（一）商標法第 4 条の規定に該当する、使用を目的としない悪意のある商標を登録出願する行為。（二）商標法第 13 条の規定に該当する、他人の馳名商標を複製、模倣または翻訳する行為。

（三）商標法第 15 条の規定に該当する、代理人、代表者が委託を受けずに被代理者または被代表者の商標を登録出願する行為。契約、業務上の取引関係、またはその他の関係により、他人の先使用商標の存在を知らながら、当該商標を登録出願する行為。

（四）商標法第 32 条の規定に該当する、他人の既存の先行権利を害し、または不正な手段により他人がすでに使用し、一定の影響のある商標を抜け駆け登録する行為。

（五）詐欺またはその他の不正な手段により、商標を登録出願する行為。（六）その他信義誠実の原則に違反し、公序良俗に反し、またはその他の悪影響がある行為。」

第 12 条「本規定第 3 条に違反し、悪意のある商標を登録出願した出願人に対して、商標法第 68 条第 4 項の規定により、その出願人の所在地または違法行為発生地 の 県 級 以上 の 市場 監督 管理 部門 が 情 状 に 応 じて 警告、罰金などの行政処罰を科す。違法所得がある場合、違法所得の 3 倍、最高で 3 万元の罰金を科すことができる。違法所得がない場合、1 万元以下の罰金を科すことができる。」】

#### 3.1.1 使用を目的としない悪意のある商標登録出願事件

法律条項：『中華人民共和国商標法』第 4 条第 1 項、第 68 条第 4 項、『商標登録出願行為の規範化に関する若干の規定』第 3 条第 1 号、第 12 条。

例：ある企業による使用を目的としない「AA」などの悪意のある商標登録出願事件。

【『中華人民共和国商標法』第 4 条第 1 項「自然人、法人またはその他の組織が、

生産経営活動において、その商品またはサービスについて商標専用使用権を取得する必要がある場合には、商標局に商標の登録を出願するものとする。使用を目的としない悪意のある商標登録出願は拒絶するものとする。」第68条第4項（略）

【『商標登録出願行為の規範化に関する若干の規定』第3条第1号、第12条（略）】

### 3.1.2 商標登録出願にあたって他人の馳名商標を複製/模倣/翻訳した事件

法律条項：『中華人民共和国商標法』第68条第4項、『商標登録出願行為の規範化に関する若干の規定』第3条第2号、第12条。

例：ある企業が商標登録出願にあたって「AA」という馳名商標を複製した事件。

### 3.1.3 委託を受けずに被代理人/被代表者の商標登録を出願した事件

法律条項：『中華人民共和国商標法』第68条第4項、『商標登録出願行為の規範化に関する若干の規定』第3条第3号、第12条。

例：ある企業が委託を受けずに被代理人/被代表者の商標登録を出願した事件。

### 3.1.4 悪意をもって他人の先使用商標を出願した事件

法律条項：『中華人民共和国商標法』第68条第4項、『商標登録出願行為の規範化に関する若干の規定』第3条第3号、第12条。

例：ある企業が悪意をもって「AA」という他人の先使用商標を出願した事件。

### 3.1.5 商標登録出願が他人の先行権利を害した事件

法律条項：『中華人民共和国商標法』第68条第4項、『商標登録出願行為の規範化に関する若干の規定』第3条第4号、第12条。

例：ある企業による「AA」という商標登録出願で他人の先行権利を害した事件。

### 3.1.6 不正な手段で他人の商標を抜け駆け登録した事件

法律条項：『中華人民共和国商標法』第68条第4項、『商標登録出願行為の規範化に関する若干の規定』第3条第4号、第12条。

例：ある企業が不正な手段で「AA」という商標を抜け駆け登録した事件。

### 3.1.7 欺瞞的/不正な手段による商標登録出願事件

法律条項：『中華人民共和国商標法』第68条第4項、『商標登録出願行為の規範化に関する若干の規定』第3条第5号、第12条。

例：ある企業が欺瞞的な手段で「AA」という商標を登録出願した事件。

### 3.1.8 悪影響を及ぼす商標登録出願事件

法律条項：『中華人民共和国商標法』第10条第1項第6号、第8号、第68条第4項；『商標登録出願行為の規範化に関する若干の規定』第3条第6号、第12条。

例：ある企業による悪影響を及ぼす商標登録出願事件。

【『中華人民共和国商標法』第10条第1項第6号「次に掲げる標識は、商標として使用してはならない。……（六）民族差別の性質を帯びたもの。……」第8号「（八）社会主義の道徳、風習を害し、またはその他の悪影響を及ぼすもの。」第68条第4項（略）

『商標登録出願行為の規範化に関する若干の規定』第3条第6号、第12条（略）】

### 3.2 （商標代理機構）不法に商標業務を代理した事件

法律条項：『中華人民共和国商標法』第4条第1項、第19条第3項、第4項、第68条第1項第3号；『商標代理監督管理規定』第30条。

例：ある企業が不法に「AA」商標業務を代理した事件。

【『中華人民共和国商標法』第4条第1項「自然人、法人またはその他の組織が、生産経営活動において、その商品またはサービスについて商標専用使用権を取得する必要がある場合には、商標局に商標の登録を出願するものとする。使用を目的としない悪意のある商標登録出願は拒絶するものとする。」第19条第3項「商標代理機構は、委託者の登録出願する商標がこの法律の第4条、第15条および第32条に規定する状況に該当することを知っている場合、または知っているべきである場合は、その委託を受けてはならない。」第19条第4項「商標代理機構は、その代理しているサービスに関する商標登録出願を除き、その他の商標の登録出願をしてはならない。」

『中華人民共和国商標法』第68条第1項第3号「商標代理機構に次の各号に掲げる行為のいずれかがあるときは、工商行政管理部門は、期間を定めて是正するよう命じ、警告を与え、1万元以上10万元以下の罰金を科す。直接責任を負う担当者およびその他の直接責任者に警告を与え、5千元以上5万元以下の罰金を科す。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追及する。……（三）この法律第4条、第19条第3項、第4項の規定に違反すること。」

『商標代理監督管理規定』第30条「次のいずれかに該当する場合、商標法第19条第3項、第4項に規定する行為に当たる。（一）委託者を代理して商標登録出願または異議申立、無効宣告および再審を処理したことがあり、委託者の商標が商標法第4条、第15条または第32条の規定に違反したため、国家知識産権局による発効した決定または裁定により出願却下、不登録または無効宣告を言い渡されたにもかかわらず、依然としてこの委託者を代理して同一または類似商品の同一または類似商標の登録出願を再度提出した場合。（二）委託者を代理して他の商標業務を処理したことがあり、委託者の商標には商標法第4条、第15条または第32条の規定に違反している状況があることを知りながら、依然として委託を受けた場合。（三）本規定第10条第2項の

規定に違反した場合。(四)その他の商標法第19条第3項、第4項に規定する状況に当たる場合。】

### 3.2.1 (商標代理機構) 悪意のある商標登録出願を代理した事件

法律条項：『中華人民共和国商標法』第4条第1項、第68条第1項第3号、『商標登録出願行為の規範化に関する若干の規定』第4条第1項第1号、第13条。

例：ある企業が「AA」という悪意のある商標登録出願を代理した事件。

【『中華人民共和国商標法』第4条第1項、第68条第1項第3号(略)

『商標登録出願行為の規範化に関する若干の規定』第4条第1項第1号「商標代理機構は、信義誠実の原則を守るものとする。委託者の商標登録出願が次の各号に掲げるいずれかの状況に該当することを知り、または知っているべきである場合、その委託を受けてはならない。(一)商標法第4条の規定に該当する、使用を目的としない悪意のある商標を登録出願する場合。……」第13条「本規定第4条に違反した商標代理機構は、商標法第68条の規定により、その行為者の所在地または違法行為発生地の県級以上の市場監督管理部門が期間を定めて是正を命じ、警告を発し、1万元以上10万元以下の罰金を科す。直接責任を負う担当者和その他の直接責任者に対しては警告を発し、5千元以上5万元以下の罰金を科す。犯罪に該当する場合、法により刑事責任を追究する。情状が深刻な場合、知的財産権管理部門は、当該商標代理機構による商標手続き代理業務の受理を停止する決定を下し、公表することができる。】

### 3.2.2 (商標代理機構) 商標登録出願の代理で他人の権益/先行権益を害した事件

法律条項：『中華人民共和国商標法』第15条、第19条第3項、第32条、第68条第1項第3号；『商標登録出願行為の規範化に関する若干の規定』第4条第1項第2号、第3号、第13条。

例：

(1) ある企業による「AA」という商標登録出願の代理で他人の先行権益を害した事件。

(2) ある企業が、「AA」という他人が先に使用している一定の影響のある商標の抜け駆け登録出願を代理した事件。

【『中華人民共和国商標法』第15条第1項「委託を受けていない代理人または代表者が自らの名義により被代理者または被代表者の商標を登録し、被代理者または被代表者が異議を申し立てた場合、その登録をせず、かつその使用を禁止する。」第15条第2項「同一または類似の商品について登録出願された商標が、他人により先に使用されている未登録商標と同一または類似し、出願人が、当該他人と前項の規定以外の

契約、業務関係またはその他の関係があることから、当該他人の商標の存在を十分に承知していた場合、当該他人が異議を申し立てたときは、その登録をしない。」第19条第3項「商標代理機構は、委託者の登録出願する商標がこの法律の第4条、第15条および第32条に規定する状況に該当することを知っているとき、または知っているべきであるときは、その委託を受けてはならない。」第32条「商標登録出願は、他人がすでに有する先使用权を侵害してはならない。また他人が先に使用している一定の影響力のある商標を不正な手段で抜け駆け登録してはならない。」第68条第1項第3号（略）

『商標登録出願行為の規範化に関する若干の規定』第4条第1項第2号、第3号「商標代理機構は、信義誠実の原則を守るものとする。委託者の商標登録出願が次の各号に掲げるいずれかの状況に該当することを知り、または知っているべきである場合、その委託を受けてはならない。……（二）商標法第15条の規定に該当する場合。（三）商標法第32条の規定に該当する場合。」第13条（略）】

### 3.3 （商標代理機構）その代理サービス以外の商標を登録出願した事件

法律条項：『中華人民共和国商標法』第19条第4項、第68条第1項第3号、『商標登録出願行為の規範化に関する若干の規定』第4条第2項、第13条。

例：ある企業がその代理サービス以外の「AA」という商標を登録出願した事件。

【『中華人民共和国商標法』第19条第4項「商標代理機構は、その代理しているサービスに関する商標登録出願を除き、その他の商標の登録出願をしてはならない。」第68条第1項第3号（略）】

『商標登録出願行為の規範化に関する若干の規定』第4条第2項「商標代理機構は、自身が登録出願を代行する商標以外の商標を登録出願してはならず、不正な手段により、商標代理市場の秩序を乱してはならない。」第13条（略）】

### 3.4 （商標代理機構）商標手続きにあたって法的文書/印鑑/署名を偽造/変造した事件

法律条項：『中華人民共和国商標法』第68条第1項第1号、『商標代理監督管理規定』第27条。

例：ある企業が「AA」という商標業務の処理にあたって署名を偽造した事件。

【『中華人民共和国商標法』第68条第1項第1号「商標代理機構に次に掲げる行為のいずれかがあるときは、工商行政管理部門は、期間を定めて是正するよう命じ、警告を与え、1万元以上10万元以下の罰金を科す。直接責任を負う担当者およびその他の直接責任者に警告を与え、5千元以上5万元以下の罰金を科す。犯罪を構成すると

きは、法により刑事責任を追及する。(一) 商標手続き関連事項の対応にあたり、法的文書、印鑑、署名を偽造、変造し、または偽造、変造した法的文書、印鑑、署名を使用すること。……」

『商標代理監督管理規定』第27条「次のいずれかに該当する場合、商標法第68条第1項第1号に規定する商標手続き関連事項の対応にあたり、法的文書、印鑑、署名を偽造・変造し、または偽造・変造した法的文書、印鑑、署名を使用する行為に当たる。(一) 国家機関の公文書、印鑑を偽造・変造した場合。(二) 国家機関以外のその他の組織の法的文書、印鑑を偽造・変造した場合。(三) 署名を偽造・変造した場合。(四) 偽造・変造した公文書、法的文書、印鑑、署名であることを知り、または知っているべきにもかかわらず、依然として使用した場合。(五) その他の法的文書、印鑑、署名を偽造・変造し、または偽造・変造した法的文書、印鑑、署名を使用した場合。」】

3.5 (商標代理機構) 商標手続きにあたって偽造/変造された法的文書/印鑑/署名を使用した事件

法律条項：『中華人民共和国商標法』第68条第1項第1号、『商標代理監督管理規定』第27条。

例：ある企業が「AA」という商標手続きにあたって偽造された署名を使用した事件。

3.6 (商標代理機構) 不正な手段で商標代理市場の秩序を乱した事件

法律条項：『中華人民共和国商標法』第68条第1項第2号、『商標代理監督管理規定』第29条。

例：ある企業が不正な手段で商標代理市場の秩序を乱した事件。

【『中華人民共和国商標法』第68条第1項第2号「商標代理機構に次に掲げる行為のいずれかがあるときは、工商行政管理部門は、期間を定めて是正するよう命じ、警告を与え、1万元以上10万元以下の罰金を科す。直接責任を負う担当者およびその他の直接責任者に警告を与え、5千元以上5万元以下の罰金を科す。犯罪を構成するときは、法により刑事責任を追及する。……(二) 他の商標代理機構を中傷するなどの手段による商標代理業務の誘引、またはその他の不正な手段により商標代理市場の秩序を乱すこと。……」

『商標代理監督管理規定』第29条「次のいずれかに該当する場合、商標法第68条第1項第2号に規定するその他の不正な手段によって商標代理市場の秩序を乱す行為に当たる。(一) 委託者が詐欺もしくはその他の不正な手段で登録を出願する、または突発的な事象、公的人物、世論の関心事などの情報を利用して、社会主義の道徳的風潮を損ない、もしくは悪意をもって他の悪影響を及ぼす商標の登録を出願しているこ

とを知り、もしくは知っているべきにもかかわらず、依然として委託を受けた場合。(二)商標登録および管理に従事する人員に賄賂もしくは利益供与を行う、または規定に違反して未公開の商標登録関連情報を取得し、関係資料の転送依頼などをして、不当な利益を貪った場合。(三)法律法規および国家の関連従業制限の規定に違反して、商標登録および管理業務に従事していた人員を雇用し、知的財産権管理部門から告知を受けたにもかかわらずその後も、その雇用行為の是正を拒否または先延ばしにした場合。(四)異なる委託者を代理して、同一または類似商品・サービスにおいて同一の商標登録を出願した場合。ただし、出願時に先行商標がすでに無効になっていた場合を除く。(五)譲渡商標が悪意をもって出願した登録商標に当たることを知り、または知っているべきにもかかわらず、依然として悪意のある登録者による譲渡手続きを幫助した場合。(六)国家機関の公式ウェブサイト、メールアドレス、電話などを詐称したり国家機関職員の名義で虚偽の情報を提供したりして公衆をミスリードした場合、または、商標業務関連資料を委託者に提供したり費用を徴収したりして不正な利益を貪った場合。(七)委託者が商標権を濫用していることを知り、または知っているべきにもかかわらずその委託を受けた場合、または、商標権者に商標権を濫用するように唆して不正な利益を貪った場合。(八)委託者が偽造、変造、捏造した虚偽の商標資料を使用していることを知り、または知っているべきにもかかわらず委託者が虚偽の商標登録出願資料を提出するのを幫助したり、悪意をもって委託者と共謀し虚偽の商標登録出願資料を作成、提出したりした場合。(九)架空の事実を捏造して主管部門に他の商標代理機構を通報した場合。(十)競争相手を排除するためにコストを下回る価格でサービスを提供した場合。(十一)その他の不正な手段で商標代理市場の秩序を乱した場合。】

### 3.6.1 (商標代理機構) 中傷などの手段で商標代理業務を誘引した事件

法律条項：『中華人民共和国商標法』第68条第1項第2号、『商標代理監督管理規定』第28条。

例：ある企業が中傷などの手段で商標代理業務を誘引した事件。

【『中華人民共和国商標法』第68条第1項第2号（略）

『商標代理監督管理規定』第28条「次のいずれかに該当する場合、他の商標代理機構を中傷するなどの手段によって商標代理業務を誘引する行為に当たる。(一)虚偽情報または誤解を招く情報を捏造、伝播させ、他の商標代理機構の商業的名声を損なった場合。(二)他人に虚偽情報または誤解を招く情報を捏造し、伝播させるよう教唆、支援し、他の商標代理機構の商業的名声を損なった場合。(三)その他、他の商標代理

機構を中傷するなどの手段によって商標代理業務を誘引した場合。】

3.6.2 (商標代理機構) 詐欺/虚偽宣伝/誤解誘導/商業賄賂などの手段で商標代理業務を誘引した事件

法律条項：『中華人民共和国商標法』第68条第1項第2号、『中華人民共和国商標法实施条例』第88条第1号、『商標代理監督管理規定』第31条。

例：ある企業が詐欺という手段で商標代理業務を誘引した事件。

【『中華人民共和国商標法』第68条第1項第2号（略）

『中華人民共和国商標法实施条例』第88条第1号「次のいずれかの事情がある場合、商標法第68条第1項第(2)号にいう「その他の不正手段により商標代理市場の秩序を乱す」ことに該当する。(一)欺瞞、虚偽の宣伝、他人の誤解を招く、または商業賄賂などの方式により顧客を誘導する場合……」

『商標代理監督管理規定』第31条「次のいずれかに該当する場合、詐欺、虚偽宣伝、誤解誘導または商業賄賂などで業務を誘引する行為に当たる。(一)悪意をもって他人と共謀したり架空の事実を捏造したりして、委託者が商標手続きを自分に委託するように仕向けた場合。(二)結果を保証したり自分が代理した業務の成功率を誇張したりして、委託者を誤解に導いた場合。(三)荣誉、資格を偽造または変造して、公衆を欺瞞し、誤解に導いた場合。(四)窃盗、賄賂、詐欺、脅迫または他の不正な手段で商標情報を取得したり、上記手段で取得した商標情報を開示、使用、他人への使用許諾をしたりして、取引の機会を得ようとした場合。(五)非正常な方法を通じて商標手続きを加速させたり、または商標手続きの成功率を高めたりすることができることを明示または暗示した場合。(六)財物供与または他の手段で組織または個人に賄賂を贈ることで、取引の機会を得ようとした場合。(七)その他の不正な手段で商標代理業務を誘引した場合。】

3.6.3 (商標代理機構) 商標手続きにあたって虚偽の証拠を提供した事件

法律条項：『中華人民共和国商標法』第68条第1項第2号、『中華人民共和国商標法实施条例』第88条第2号、『商標代理監督管理規定』第29条第8号。

例：ある企業が「AA」という商標手続きにあたって虚偽の証拠を提供した事件。

【『中華人民共和国商標法』第68条第1項第2号（略）

『中華人民共和国商標法实施条例』第88条第2号「次のいずれかの行為をした場合、商標法第68条第1項第(2)号に規定する「その他の不正手段により商標代理市場の秩序を乱す」ことに該当する。……(二)事実を隠し、虚偽の証拠を提供する場合、または事実を隠し、虚偽の証拠を提供するよう他人を脅迫、誘導する場合……」

【『商標代理監督管理規定』第29条第8号（略）】

3.6.4 （商標代理機構）商標権を濫用して不正な利益を貪った事件

法律条項：『中華人民共和国商標法』第68条第1項第2号、『商標代理監督管理規定』第29条第7号。

例：ある企業が商標権を濫用して不正な利益を貪った事件。

3.6.5 （商標代理機構）商標案件において利益衝突のある双方当事者から委託を受けた事件

法律条項：『中華人民共和国商標法』第68条第1項第2号、『中華人民共和国商標法实施条例』第88条第3号、『商標代理監督管理規定』第32条。

例：ある企業が商標案件において利益衝突のある双方当事者から委託を受けた事件。

【『中華人民共和国商標法』第68条第1項第2号（略）】

『中華人民共和国商標法实施条例』第88条第3号「次のいずれかの行為をした場合、商標法第68条第1項第（2）号に規定する「その他の不正手段により商標代理市場の秩序を乱す」ことに該当する。……（三）同一商標案件において、利益衝突のある双方当事者から委託を受けた場合。」

『商標代理監督管理規定』第32条「次のいずれかに該当する場合、商標法实施条例第88条第3項に規定する同一商標案件において、利益衝突のある双方当事者から委託を受ける行為に当たる。（一）商標異議申立、取消、無効宣告案件または再審、訴訟手続において双方の当事者の委託を受けた場合。（二）委託者を代理して商標登録を出願したことがあり、また他人を代理して同一商標に対して商標異議申立、取消、無効宣告を請求した場合。（三）その他、同一案件において利益衝突のある双方当事者から委託を受けた場合。」】

3.7 （商標代理機構）規定どおりに商標代理の届出を行わなかった事件

法律条項：『商標代理監督管理規定』第36条。

例：ある企業が規定どおりに商標代理の届出を行わなかった事件。

【『商標代理監督管理規定』第36条「商標代理業務に従事する商標代理機構は、法律に基づき届出、変更の届出、更新の届出または抹消の届出を行っていない場合、処理がまだ終了していない商標代理業務を適切に処理していない場合、または本規定第15条第4項の規定に違反して委託者の利益を害したり商標代理市場の秩序を乱したりした場合には、国家知識産権局が通報し、商標代理機構信用ファイルに記入する。商標代理機構に前項で述べた状況がある場合、市場監督管理部門が期限を定めて是正を命じる。期間が満了しても是正しなかった場合は、警告を与え、状況が深刻な場合

は、10 万元以下の罰金を科す。】

3.8 (商標代理機構) 商標登録出願の委託者の利益を害した事件

法律条項：『中華人民共和国商標法』第 27 条、『商標代理監督管理規定』第 15 条第 4 項、第 36 条。

例：ある企業が商標登録出願の委託者の利益を害した事件。

【『中華人民共和国商標法』第 27 条「商標登録出願のために申告した事項と提出した資料は、真実、正確、完全なものであるものとする。」

『商標代理監督管理規定』第 15 条第 4 項「商標代理機構は、代理職責を厳格に履行し、商標法第 27 条に基づき、委託者から申告された事項と提供された商標登録出願または他の商標事項手続資料を照合し、委託者に委託事項の手続きの進捗状況を速やかに報告し、法律文書および資料を送付するものとし、正当な理由なく遅延してはならない。」第 36 条 (略)】

3.9 (商標代理機構) インターネットを通じて不法な商標代理行為をした事件

法律条項：『商標代理監督管理規定』第 33 条。

例：ある企業がインターネットを通じて不法な商標代理行為をした事件。

【『商標代理監督管理規定』第 33 条「商標代理機構はインターネットを通じて商標代理業務に従事するに当たり、次のいずれかの行為があれば、『中華人民共和国独占禁止法』『中華人民共和国反不正競争法』『中華人民共和国価格法』『中華人民共和国広告法』などの法律法規に規定がある場合にはその規定に従い、規定がない場合には市場監督管理部門より警告を与えられ、5 万元以下の罰金を科せられ、状況が深刻な場合は、5 万元以上 10 万元以下の罰金を科せられる。(一)顧客資源、プラットフォームデータ、その他の経営者の商標代理サービスに対する依存度などの要因を利用して、悪意をもって競争相手を排除した場合。(二)ユーザー評価を捏造し、業務量を偽造するなどして虚偽または誤解を招く商業宣伝を行い、委託者を欺き、誤解に導いた場合。(三)不正アクセス、無断拡張機能使用などにより、商標オンラインサービスシステム、商標代理システムなどの正常な動作に影響を与えた場合。(四)インターネットを通じて重大な悪影響を有する商標を展示した場合。(五)その他のインターネットを通じて行われる違法商標代理行為。】

#### 4. 商標印刷製作類

4.1 (印刷企業) 管理規定に違反して登録商標標識を印刷した事件

法律条項：『印刷業管理条例』第 25 条、第 26 条、第 41 条第 2 項。

例：ある企業が管理規定に違反して登録商標標識を印刷した事件。

【『印刷業管理条例』第25条「包装および装飾印刷物の印刷に従事する企業は、詐称または偽造された登録商標標識を印刷してはならず、消費者を誤認させやすい広告および宣伝用の印刷物、ならびに製品包装および装飾として使用される印刷物を印刷してはならない。」第26条「印刷企業は、委託を受けて登録商標標識を印刷する場合、商標登録者の所在地の県級工商行政管理部門によって署名捺印された『商標登録証』のコピーを検証し、委託者から提供された登録商標の図面を確認するものとする。登録商標使用被許諾者の委託を受けて登録商標標識を印刷する場合、印刷企業はさらに登録商標使用許諾契約書を検証するものとする。印刷企業は、それが検証・確認した、工商行政管理部門によって署名捺印された『商標登録証』のコピー、登録商標の図面、登録商標使用許諾契約書のコピーを2年間保存し、検査に備えるものとする。国が登録商標標識の印刷について別途規定している場合、印刷企業はさらにその規定を遵守するものとする。」第41条第2項「印刷企業は、委託を受けて登録商標標識、広告および宣伝用の印刷物を印刷するにあたって、登録商標、広告印刷管理に関する国の規定に違反した場合、工商行政管理部門が警告を与え、印刷物と違法所得を没収するものとする。違法所得が5万元以上の場合、違法所得の5倍以上10倍以下の罰金を併科する。違法所得がないまたは違法所得が5万元未満の場合、25万元以下の罰金を併科する。】

4.2 (商標印刷製作組織) 商標印刷製作業務の引き受けにあたって調査確認義務を履行しなかった事件

法律条項：『商標印刷製作管理弁法』第7条、第11条。

例：ある企業が「AA」という商標印刷製作業務の引き受けにあたって調査確認義務を履行しなかった事件。

【『商標印刷製作管理弁法』第7条第1項「商標印刷製作組織は商標印刷製作委託者が提供する証明書類と商標図案に対し調査確認するものとする。」第7条第2項「商標印刷製作委託者が本弁法第3条、第4条に定める証明書類を提出していない、あるいは印刷製作しようとする商標標識が本弁法第5条、第6条の規定に適合していない場合は、商標印刷製作組織は印刷製作を引き受けしてはならない。」第11条「商標印刷製作組織が本弁法第7条から第10条の規定に違反した場合は、所在地の市場監督管理部門が期限を決めて是正を命じ、状況を見て警告を与え、違法所得額の3倍以下で最高3万元を超えない額の罰金を科す。違法所得が無い場合には1万元以下の罰金を科すこととする。】

4.3 (商標印刷製作組織) 印刷製作業務の引き受けにあたってファイル管理規定を遵守しなかった事件

法律条項：『商標印刷製作管理弁法』第8条、第9条、第10条、第11条。

例：ある企業が印刷製作業務の引き受けにあたってファイル管理規定を遵守しなかった事件。

【『商標印刷製作管理弁法』第8条第1項「商標印刷製作組織が本弁法の規定に適合する商標印刷製作業務を引き受ける場合、商標印刷製作業務の管理者は要件に応じて『商標印刷製作業務登記表』を記入し、商標印刷製作委託者が提供する証明書類の主な内容を明記するものとし、また『商標印刷製作業務登記表』の図案については商標印刷製作組織の業務担当者が割り印を押すものとする。」第8条第2項「商標標識の印刷製作完了後、商標印刷製作組織は15日以内に標識サンプルを抽出し、『商標印刷製作業務登記表』『商標登録証』のコピー、商標使用許可契約のコピー、商標印刷製作授權書のコピーなどとともに一冊に綴じ保存するものとする。」第9条「商標印刷製作組織は商標標識の入出庫制度を制定し、商標標識の入出庫時には台帳に記入するものとする。商標標識廃止時にはまとめて廃棄を行い、社会に流入させてはならない。」第10条「商標印刷製作ファイルおよび商標標識入出庫台帳は調査に備え保存するものとし、その保存期間は2年とする。」第11条(略)】

4.3.1 (商標印刷製作組織) 商標印刷製作業務の引き受けにあたって登録・アーカイブ義務を履行しなかった事件

法律条項：『商標印刷製作管理弁法』第8条、第11条。

例：ある企業が「AA」という商標印刷製作業務の引き受けにあたって登録・アーカイブ義務を履行しなかった事件。

4.3.2 (商標印刷製作組織) 商標印刷製作業務の引き受けにあたって商標標識入出庫管理義務を履行しなかった事件

法律条項：『商標印刷製作管理弁法』第9条、第11条。

例：ある企業が商標印刷製作業務の引き受けにあたって商標標識入出庫管理義務を履行しなかった事件。

4.3.3 (商標印刷製作組織) 商標印刷製作業務の引き受けにあたってファイル管理義務を履行しなかった事件

法律条項：『商標印刷製作管理弁法』第10条、第11条。

例：ある企業が商標印刷製作業務の引き受けにあたってファイル管理義務を履行しなかった事件。

#### 4.4 煙草製品商標標識の不法印刷製作事件

法律条項：『中華人民共和国煙草専売法』第20条、第34条。

例：ある企業による煙草製品商標標識の不法印刷製作事件。

【『中華人民共和国煙草専売法』第20条「煙草製品商標標識は、省級工商行政管理部門によって指定された企業が印刷製作しなければならない。指定されていない企業は、煙草製品商標標識を印刷製作してはならない。」第34条「本法第20条の規定に違反して、不法に煙草製品商標標識を印刷製作した場合、工商行政管理部門が印刷製作された商標標識を廃棄し、違法所得を没収し、罰金を併科する。」】

#### 4.5 許可なく商標印刷経営活動に従事した事件

法律条項：『商標印刷製作管理弁法』第12条、『印刷業管理条例』第36条第1項。

例：ある企業が許可なく商標印刷経営活動に従事した事件。

【『商標印刷製作管理弁法』第12条「許可なく商標印刷企業を設立しあるいは許可なく商標印刷の経営活動に従事した場合は、所在地または行為地の市場監督管理部門が『印刷業管理条例』の関連規定に基づき処分する。」

『印刷業管理条例』第36条第1項「本条例の規定に違反して、許可なく出版物の印刷経営活動に従事する企業を設立しあるいは許可なく印刷経営活動に従事した場合は、出版行政部門、工商行政管理部門が法定の職権により摘発し、印刷物と違法所得および違法活動に従事するための専門的な道具と設備を没収する。違法所得が5万元以上の場合、違法所得の5倍以上10倍以下の罰金を併科する。違法所得がないまたは違法所得が5万元未満の場合、25万元以下の罰金を併科する。犯罪を構成した場合、法により刑事責任を追究する。」】

### 5. 団体商標、証明商標管理類（地理的表示団体商標、証明商標の管理を含む）

#### 5.1 団体商標/証明商標を効果的に管理/制御せずに消費者に損害を及ぼした事件

法律条項：『団体商標および証明商標の登録と管理に関する弁法』第21条。

例：ある組織が「AA」という証明商標を効果的に管理せずに消費者に損害を及ぼした事件。

【『団体商標および証明商標の登録と管理に関する弁法』第21条「団体商標、証明商標登録者は、当該商標の使用を効果的に管理せずに当該商標が使用された商品が使用管理規則の要件を満たさず、消費者に損害を及ぼした場合、工商行政管理部門は期限を定めてその是正を命じることができる。是正命令を拒絶した場合、違法所得の3倍以下の罰金を科す。ただし、罰金額は3万元を超えない。違法所得がない場合、1

万元以下の罰金を科す。】

#### 5.2 他人による証明商標の正当使用を禁止した事件

法律条項：『中華人民共和国商標法实施条例』第4条第2項、『団体商標および証明商標の登録と管理に関する弁法』第18条第1項、第22条。

例：ある組織が他人による「AA」という証明商標の正当使用を禁止した事件。

【『中華人民共和国商標法实施条例』第4条第2項「地理的表示が証明商標として登録される場合には、その商品の当該地理的表示の使用条件を満たす自然人、法人またはその他の組織は、当該証明商標の使用を請求することができ、当該証明商標を管理する組織はそれを承認するものとする。地理的表示が団体商標として登録される場合には、その商品の当該地理的表示の使用条件を満たす自然人、法人またはその他の組織は、当該地理的表示を団体商標として登録した団体、協会またはその他の組織への参加を請求することができ、当該団体、協会またはその他の組織はその定款により会員として受け入れるものとする。当該地理的表示を団体商標として登録した団体、協会またはその他の組織への参加を請求しない場合であっても、当該地理的表示を正当に使用することができ、当該団体、協会またはその他の組織はそれを禁止する権利を有しない。」

『団体商標および証明商標の登録と管理に関する弁法』第18条第1項「証明商標使用管理規則に規定された条件を満たし、当該証明商標使用管理規則に規定された手続きを履行した者は当該証明商標を使用することができ、登録者はこの手続きを拒絶してはならない。」第22条「实施条例第6条、本弁法第14条、第15条、第17条、第18条、第20条の規定に違反した場合、工商行政管理部门は期限を定めその是正を命じることができる。是正命令を拒絶した場合、違法所得の3倍以下の罰金を科す。ただし罰金額は3万元を超えない。違法所得がない場合、1万元以下の罰金を科す。】

#### 5.3 団体構成員以外の者に団体商標の使用を許諾した事件

法律条項：『団体商標および証明商標の登録と管理に関する弁法』第17条第2項、第22条、『団体商標および証明商標の登録と管理に関する規定』第15条第2項。

例：ある組織が団体構成員以外の者に「AA」という団体商標の使用を許諾した事件。

【『団体商標および証明商標の登録と管理に関する弁法』第17条第2項「団体商標は団体構成員以外の者に使用を許諾してはならない。」第22条（略）

『団体商標および証明商標の登録と管理に関する規定』第15条第2項「団体商標の商標権者は、団体構成員以外の者に対して当該団体商標の使用を許諾してはならない。】

#### 5.4 規定どおり団体構成員の登録事項変更を申請しなかった事件

法律条項：『団体商標および証明商標の登録と管理に関する弁法』第14条、第22条、『団体商標および証明商標の登録と管理に関する規定』第13条第1項。

例：ある組織が時間どおり団体構成員の登録事項変更を申請しなかった事件。

【『団体商標および証明商標の登録と管理に関する弁法』第14条「団体商標登録者の構成員に変更がある場合、登録者は商標局に対して登録事項の変更を申請し、商標局はこれを公表するものとする。」第22条（略）

『団体商標および証明商標の登録と管理に関する規定』第13条第1項「団体商標の商標権者たる構成員に変更があった場合、商標権者は3ヶ月以内に国家知識産権局に対して登録事項の変更を申請するものとし、かつ国家知識産権局によって公表される。】

#### 5.5 時間どおり証明商標使用届出義務を履行しなかった事件

法律条項：『団体商標および証明商標の登録と管理に関する弁法』第15条、第22条、『団体商標および証明商標の登録と管理に関する規定』第13条第2項。

例：ある組織が時間どおり証明商標使用届出義務を履行しなかった事件

【『団体商標および証明商標の登録と管理に関する弁法』第15条「証明商標の登録者は他人がその商標を使用することを許可する場合、1年間以内に商標局に届出をして、商標局はこれを公表するものとする。」第22条（略）

『団体商標および証明商標の登録と管理に関する規定』第13条第2項「証明商標の商標権者が他人にその商標の使用を許諾するには、商標権者は許諾後3ヶ月以内に国家知識産権局に届出をして、かつ国家知識産権局がこれを公表するものとする。】

#### 5.6 （証明商標登録者）自身の提供商品にその証明商標を使用した事件

法律条項：『団体商標および証明商標の登録と管理に関する弁法』第20条、第22条、『団体商標および証明商標の登録と管理に関する規定』第16条第2項。

例：ある組織による自身の提供商品にその証明商標を使用した事件。

【『団体商標および証明商標の登録と管理に関する弁法』第20条「証明商標の登録者は、自身が提供する商品に当該証明商標を使用してはならない。」第22条（略）

『団体商標および証明商標の登録と管理に関する規定』第16条第2項「証明商標の登録者は、自身が提供する商品に当該証明商標を使用してはならない。】

## 6. 地理的表示類

### 6.1 地理的表示団体商標/証明商標専用使用権侵害事件

法律条項：『中華人民共和国商標法』第57条、第60条第2項。

例：ある企業による「AA」という地理的表示証明商標専用使用権侵害事件。

【『中華人民共和国商標法』第57条、第60条第2項（略）】

## 6.2 地理的表示製品名称無断使用事件

法律条項：『地理的表示製品保護規定』第21条、第24条、『地理的表示製品保護弁法』第30条第1号、第3号、第4号。

例：ある企業による「AA」という地理的表示製品名称の無断使用事件。

【『地理的表示製品保護規定』第21条「各地の品質検査機構は、法律に基づき地理的表示保護商品を保護する。地理的表示名称や専用表示を無断で使用、または偽造したもの、地理的表示製品の標準と管理の規範要件に適合しないのに同地理的表示製品の名称を使用したもの、または専用表示と似た、誤解が生じやすい名称や標識および消費者の誤解をまねきやすい文字や図案表示を使用して消費者に対して同商品を地理的表示保護商品だと誤解させるような行為については、質量技術監督部門と出入境検査検疫部門が法律に基づき調査処理する。社会団体や企業、個人は監督、通報することができる。」第24条「本規定に違反した場合、質量技術監督行政部門と出入境検査検疫部門は『中華人民共和国製品質量法』『中華人民共和国標準化法』『中華人民共和国輸出入商品検査法』などの関連の法律によって行政処罰を行う。」

『地理的表示製品保護弁法』第30条第1号、第3号、第4号「以下のいずれか1つの行為に該当する場合、関連する法律・法規定に従って処理する。（一）産地範囲以外の同じまたは類似の製品に、保護を受けている地理的表示製品の名称を使用する。……（三）保護を受けている地理的表示製品の名称を、産地範囲以外の同じまたは類似の製品に使用し、たとえ真の産地がすでに明記されていたとしても、翻訳された名称を使用する、または「種」「型」「式」「類」「風」などのような表記を伴っていても同様。（四）産地範囲内の地理的表示製品の基準と管理規範の要件に適合しない製品に、保護を受けている地理的表示製品の名称を使用する。……」第32条「地理的表示製品の生産者が関連する製品の品質、基準などの規定に違反した場合、『中華人民共和国製品品質法』『中華人民共和国標準化法』などの関連法律に基づき行政処罰をする。」第33条「保護を受けている地理的表示製品の名称を企業名称の商号として使用し、公衆を誤解させ、不正競争行為を構成する場合、『中華人民共和国反不正競争法』に基づき処理をする。】

## 6.3 地理的表示製品名称の模倣事件

法律条項：『地理的表示製品保護規定』第21条、第24条、『地理的表示製品保護弁

法』第30条第2号。

例：ある企業による「AA」という地理的表示製品名称の模倣事件。

【『地理的表示製品保護規定』第21条、第24条（略）

『地理的表示製品保護弁法』第30条第2号「以下のいずれか1つの行為に該当する場合、関連する法律法規に従って処理する。……（二）産地範囲以外の同じまたは類似の製品に、保護を受けている地理的表示製品の名称に類似する名称を使用し、公衆を誤解させる。……」】

#### 6.4 地理的表示専用標識の無断使用/詐称/偽造事件

法律条項：『地理的表示製品保護規定』第21条、第24条、『地理的表示製品保護弁法』第30条第5号、第6号、第8号。

例：ある企業による地理的表示専用標識の無断使用事件。

【『地理的表示製品保護規定』第21条、第24条（略）

『地理的表示製品保護弁法』第30条第5号、第6号、第8号「以下のいずれか1つの行為に該当する場合、関連する法律・法規定に従って処理する。……（五）製品に地理的表示の専用標識を不正使用する。（六）製品に地理的表示の専用標識に類似したまたは消費者を誤認させる恐れがある文字または図案標識を使用し、公衆を誤解させる。……（八）地理的表示の専用標識を偽造する。……」】

#### 6.5 地理的表示製品名称無断使用/模倣販売事件

法律条項：『地理的表示製品保護規定』第21条、第24条、『地理的表示製品保護弁法』第30条第7号。

例：ある企業による「AA」という地理的表示製品名称無断使用製品の販売事件。

【『地理的表示製品保護規定』第21条、第24条（略）『地理的表示製品保護弁法』第30条第7号「以下のいずれか1つの行為に該当する場合、関連する法律・法規定に従って処理する。……（七）上述した製品を販売する。……」】

#### 6.6 地理的表示専用標識無断使用/詐称/偽造製品の販売事件

法律条項：『地理的表示製品保護規定』第21条、第24条、『地理的表示製品保護弁法』第30条第7号、『地理的表示専用標識使用管理弁法（試行）』第10条。

例：ある企業による地理的表示専用標識を詐称したXX製品の販売事件。

【『地理的表示製品保護規定』第21条、第24条（略）

『地理的表示製品保護弁法』第30条第7号（略）

『地理的表示専用標識使用管理弁法（試行）』第10条「地理的表示専用標識を公表せずに無断で使用または偽造する行為、または、地理的表示専用標識と類似しており

誤認されやすい名称もしくは標識、および消費者に誤認されるおそれのある文字もしくは模様標識を使用することで消費者に当該製品を地理的表示と誤認させる行為について、知的財産権管理部門および関連法執行部門が法律法規および関連規定に基づき調査処理する。】

## 7. 特殊標識、オリンピックシンボルなどの標識類

### 7.1 特殊標識の文字、図形を無断で変更した事件

法律条項：『特殊標識管理条例』第15条第1号。

例：ある企業が「AA」という特殊標識の図形を無断で変更した事件。

【『特殊標識管理条例』第15条第1号「特殊標識の所有者または使用者が以下のいずれかに該当する行為をした場合、その所在地または行為発生地の県級以上の人民政府の工商行政管理部門は是正を命じ、5万元以下の罰金を科すことができる。情状が深刻な場合、県級以上の人民政府の工商行政管理部門が使用者に当該特殊標識の使用停止を命じ、国务院工商行政管理部門が所有者の特殊標識登録を取り消す。(一) 特殊標識の文字、図形を無断で変更した場合。……」】

### 7.2 他人に特殊標識の使用を許諾したが管理義務を履行しなかった事件

法律条項：『特殊標識管理条例』第15条第2号。

例：ある組織が他人に特殊標識の使用を許諾したが管理義務を履行しなかった事件。

【『特殊標識管理条例』第15条第2号「特殊標識の所有者または使用者が以下のいずれかに該当する行為をした場合、その所在地または行為発生地 of 県級以上の人民政府の工商行政管理部門は是正を命じ、5万元以下の罰金を科すことができる。情状が深刻な場合、県級以上の人民政府の工商行政管理部門が使用者に当該特殊標識の使用停止を命じ、国务院工商行政管理部門が所有者の特殊標識登録を取り消す。……(二) 他人に特殊標識の使用を許諾したが、使用契約を締結しなかった場合、または、使用者が所定の期間内に国务院工商行政管理部門に届け出なかった、もしくは所在地の県級以上の人民政府の工商行政管理機関に報告・記録しなかった場合。……」】

### 7.3 登録許可された商品やサービスの範囲を超えて特殊標識を使用した事件

法律条項：『特殊標識管理条例』第15条第3号。

例：ある企業が登録許可された範囲を超えて「AA」という特殊標識を使用した事件。

【『特殊標識管理条例』第15条第3号「特殊標識の所有者または使用者が以下のいずれかに該当する行為をした場合、その所在地または行為発生地 of 県級以上の人民政府の工商行政管理部門は是正を命じ、5万元以下の罰金を科すことができる。情状が

深刻な場合、県級以上の人民政府の工商行政管理部門が使用者に当該特殊標識の使用停止を命じ、国务院工商行政管理部門が所有者の特殊標識登録を取り消す。……(三) 登録許可された商品やサービスの範囲を超えて使用した場合。】

#### 7.4 特殊標識の独占的所有権侵害事件

法律条項：『特殊標識管理条例』第16条。

例：ある企業による「AA」という特殊標識の独占的所有権侵害事件。

【『特殊標識管理条例』第16条「以下の行為のいずれかに該当する場合、県級以上の人民政府の工商行政管理部門は、侵害者に対して、直ちに侵權行為の停止を命じ、侵害品を没収し、違法所得を没収するとともに、違法所得の5倍以下の罰金を科す。違法所得がない場合は、1万元以下の罰金を科す。(一) 所有者の特殊標識と同一または類似する文字、図形またはそれらの組合せを無断で使用する行為。(二) 特殊標識の所有者の許諾なく、その特殊標識を無断で製造、販売し、または商業活動に使用する行為。(三) その他、特殊標識の所有者に経済的損失を与える行為。】

#### 7.5 オリンピックシンボルの独占的所有権侵害事件

法律条項：『オリンピックシンボル保護条例』第12条第1項。

例：ある企業によるオリンピックシンボルの独占的所有権侵害事件。

【『オリンピックシンボル保護条例』第12条第1項「オリンピックシンボルの権利者の許可なく、商業目的でオリンピックシンボルを無断で使用する、または十分に誤解を招くような類似のシンボルを使用することは、オリンピックシンボルの独占的所有権の侵害に該当し、紛争が生じた場合は、当事者間の協議により解決するものとする。当事者が協議に応じない場合、または協議が不調に終わった場合、オリンピックシンボルの権利者または利害関係者は、人民法院に訴訟を提起するか、市場監督管理部門に処理を依頼することができる。市場監督管理部門は処理にあたって、侵害行為が成立すると判断した場合、侵害行為の即時停止を命じ、侵害品および主に侵害品の製造または商業目的のオリンピックシンボルの無許可製造に使用される道具を没収、廃棄するものとする。違法経営額が5万元以上の場合、違法経営額の5倍以下の罰金を併科することができる。違法経営額がないまたは違法経営額が5万元未満の場合、25万元以下の罰金を併科することができる。当事者は、処理決定に不服がある場合、『中華人民共和国行政不服審査法』に基づき行政不服審査を申請することができる、または『中華人民共和国行政訴訟法』に基づき人民法院に直接訴訟を提起することができる。当事者の要請により、市場監督管理部門はオリンピックシンボルの独占的所有権侵害に対する賠償額について調停を行うことができる。調停が不調に終わっ

た場合、当事者は『中華人民共和國民事訴訟法』に基づき人民法院に訴訟を提起することができる。】

#### 7.6 オリンピックに関連する要素を無断で使用して活動を行った事件

法律条項：『オリンピックシンボル保護条例』第6条。

例：ある企業がオリンピックに関連する要素を無断で使用して活動を行った事件。

【『オリンピックシンボル保護条例』第6条「本条例第5条の規定に加え、オリンピックムーブメントに関連する要素を用いて活動を行うことが、オリンピックシンボルの権利者とスポンサー関係やその他の支援関係があると誤解させるに十分なものであり、不正競争行為に該当する場合は、『中華人民共和國反不正競争法』に基づき対処する。】

#### 7.7 万博ロゴマークの独占的所有権侵害事件

法律条項：『万博ロゴマーク保護条例』第11条第1項。

例：ある企業による万博ロゴマークの独占的所有権侵害事件。

【『万博ロゴマーク保護条例』第11条第1項「工商行政管理部門は万博ロゴマークの侵害に対処する際、万博ロゴマークの独占的所有権の侵害が成立すると判断した場合、侵害行為の即時停止を命じ、侵害商品および侵害商品の製造に使用された道具、または商業目的で万博ロゴマークを無断製作するための道具を没収、廃棄するものとする。違法所得がある場合、違法所得を没収し、違法所得の5倍以下の罰金を併科することができる。違法所得がない場合、5万元以下の罰金を併科することができる。】

## 8. 専利用種類

### 8.1 専利用詐称事件

法律条項：『中華人民共和國專利法』第68条、『中華人民共和國專利法實施細則』第101条第1項。

例：ある企業による専利用詐称事件。

【『中華人民共和國專利法』第68条「専利用を詐称した場合、法律に基づき民事責任を負うほか、専利用執行担当部門が是正を命じたうえ、公表し、違法所得を没収し、違法所得の5倍以下の罰金を科すことができる。違法所得がないまたは違法所得が5万元以下の場合は25万元以下の罰金を科すことができる。犯罪を構成する場合、法により刑事責任を追及する。」

『中華人民共和國專利法實施細則』第101条第1項「下記に挙げる行為は、専利用法第68条に規定する専利用詐称行為に該当する（一）専利用権が付与されていない製品ま

たはその包装上に専利標識を表示するか、専利権が無効と宣告された後または終了した後でもなお、引き続き製品またはその包装上に専利標識を表示するか、もしくは許可を得ずに、製品または製品の包装上に他人の専利番号を表示する。(二) 第(一)号でいう製品の販売。(三) 製品取扱説明書などの資料において、専利権が付与されていない技術または設計を専利技術または専利設計と称し、専利出願を専利と称して、または許可を得ずに他人の専利番号を使用することで、係わる技術または設計を専利技術または専利設計であると公衆に誤解させる。(四) 専利証書、専利文書または専利出願書類の偽造または変造。(五) その他公衆を混同させ、専利権が付与されていない技術または設計を専利技術または専利設計であると誤認させる行為。】

#### 8.1.1 製品/製品包装において専利を詐称した事件

法律条項：『中華人民共和国専利法』第 68 条、『中華人民共和国専利法実施細則』第 101 条第 1 項第 1 号。

例：ある企業が XX 製品において専利を詐称した事件。

#### 8.1.2 専利詐称製品を販売した事件

法律条項：『中華人民共和国専利法』第 68 条、『中華人民共和国専利法実施細則』第 101 条第 1 項第 2 号。

例：ある企業が専利を詐称した XX 製品を販売した事件。

#### 8.1.3 製品取扱説明書などの資料において専利を詐称した事件

法律条項：『中華人民共和国専利法』第 68 条、『中華人民共和国専利法実施細則』第 101 条第 1 項第 3 号。

例：ある企業が XX 製品取扱説明書などの資料において専利を詐称した事件。

#### 8.1.4 専利証書/専利文書類/専利出願書類を偽造/変造した事件

法律条項：『中華人民共和国専利法』第 68 条、『中華人民共和国専利法実施細則』第 101 条第 1 項第 4 号。

例：ある企業による専利証書偽造事件。

#### 8.2 専利標識を不規則に表示した事件

法律条項：『中華人民共和国専利法実施細則』第 99 条。

例：ある企業が専利標識を不規則に表記した事件。

【『中華人民共和国専利法実施細則』第 99 条第 1 項「専利権者は専利法第 16 条の規定に基づき、その専利製品または同製品の包装上に専利標識を表示する場合、国务院専利行政部門が定めた方式に従って表示するものとする。」第 99 条第 2 項「専利標識が前項の規定に適合しない場合、県級以上の専利の法執行を担当する部門が是正を

命じる。】

### 8.3 専利権を濫用して競争を排除または制限した事件

法律条項：『中華人民共和国専利法』第20条。

例：ある企業が専利権を濫用して競争を排除または制限した事件。

【『中華人民共和国専利法』第20条第1項「専利出願と専利権の行使は信義誠実の原則を遵守するものとする。専利権を濫用して公共利益または他人の合法的な権益を害してはならない。」第20条第2項「専利権を濫用して競争を排除しまたは制限し独占行為を構成した場合、『中華人民共和国独占禁止法』に従って処理する。】

### 8.4 虚偽を弄して開放許諾の宣言をした/専利年金の減免を受けた事件

法律条項：『中華人民共和国専利法実施細則』第88条、第100条。

例：ある企業が虚偽を弄して開放許諾の宣言をした事件。

【『中華人民共和国専利法実施細則』第88条「専利権者は、虚偽の資料の提供、事実隠蔽などの手段によって開放許諾の宣言をしてはならず、または開放許諾の実施期間内に専利年金の減免を受けてはならない。」第100条「出願人または専利権者が本細則第11条、第88条の規定に違反した場合、県級以上の専利法執行を担当する部門が警告を行い、10万元以下の罰金を科すことができる。】

## 9. 専利出願代理類

### 9.1 専利代理業務を無断で展開した事件

法律条項：『専利代理条例』第27条、『専利代理管理弁法』第52条。

例：ある企業が専利代理業務を無断で展開した事件。

【『専利代理条例』第27条「本条例の規定に違反して無断で専利代理業務を展開した場合、省、自治区、直轄市の人民政府の専利業務管理部門は違法行為の停止を命令し、違法所得を没収し、違法所得の1倍以上5倍以下の罰金を併科する。」

『専利代理管理弁法』第52条「次のいずれかの状況に該当する場合、『専利代理条例』第27条に規定する「専利代理業務を無断で展開した」違法行為に属する。(一)リース、借用などの方式で他人の資格を利用して専利代理業務を展開した場合。(二)専利代理機構営業許可証を取得せず、または専利代理師業務従事条件に適合せず、専利出願、専利権無効宣告などの関連業務を無断で代理し、または専利代理機構、専利代理師の名義で業務を誘引した場合。(三)専利代理機構の営業許可証または専利代理師の資格証が取り消されまたは取り上げられた後に、専利出願、専利権無効宣告などの関連業務を無断で代理し、または専利代理機構、専利代理師の名義で業務を誘引

した場合。】

## 9.2 非正常な専利出願事件

法律条項：『専利出願行為の規範化に関する規定』第3条、第8条第1項。

例：ある企業による非正常な専利出願事件。

【『専利出願行為の規範化に関する規定』第3条「本規定にいう非正常な専利出願行為は以下を含む。(一) 出願された複数の専利の発明創造の内容が、明らかに同じであるか、または異なる発明創造の特徴、要素の単純な組み合わせで実質的に形成されている場合。(二) 出願された専利に、発明創造の内容、実験データもしくは技術効果の捏造、偽造、変造、または従来技術もしくは従来設計の剽窃、単純な置換、寄せ集めなどに類似する状況が存在する場合。(三) 出願された専利の発明創造の内容が、主にコンピュータ技術などを利用してランダムに生成されたものである場合。(四) 出願された専利の発明創造が技術改良、設計常識に明らかに適合せず、または退化し、言葉を飾ったもので、保護範囲が不必要に減縮されている場合。(五) 出願人が実際の研究開発活動なしに複数の専利を出願し、かつ合理的な解釈ができない場合。(六) 特定の組織、個人または地域に実質的に関連する複数の専利を悪意で分散し、前後して、または異なる地域で出願している場合。(七) 不正の目的で専利出願権を譲渡、譲受した場合、または発明者、考案者を偽って変更した場合。(八) 信義誠実の原則に違反し、専利業務の正常な秩序を乱すその他の非正常な専利出願行為。」第8条第1項「非正常な専利出願行為をした組織または個人に対し、『中華人民共和国専利法』『中華人民共和国専利法実施細則』に基づき行政処罰を実施する。】

### 9.2.1 虚偽を弄して専利を出願した事件

法律条項：『中華人民共和国専利法』第20条第1項、『中華人民共和国専利法実施細則』第11条、第100条。

例：ある企業が虚偽を弄して専利を出願した事件。

【『中華人民共和国専利法』第20条第1項「専利出願と専利権の行使は信義誠実の原則を遵守するものとする。専利権を濫用して公共利益または他人の合法的な権益を害してはならない。」

『中華人民共和国専利法実施細則』第11条「専利を出願する場合は、誠実、信用の原則に従うものとする。各種専利出願をする場合は、真の発明の創造活動に基づくものとし、虚偽を弄してはならない。」第100条「出願人または専利権者が本細則第11条、第88条の規定に違反した場合、県級以上の専利の法執行を担当する部門が警告を行い、10万元以下の罰金を科すことができる。】

9.3 (専利代理機構) パートナー/株主/法定代表者の事項に変更があったが変更手続きを行わなかった事件

法律条項：『専利代理条例』第25条第1項第1号。

例：ある企業がパートナーに変更があったが変更手続きを行わなかった事件。

【『専利代理条例』第25条第1項第1号「専利代理機構に次のいずれかの行為がある場合、省、自治区、直轄市の人民政府の専利業務管理部門は期限を決めて是正を命令し、警告を与え、10万元以下の罰金を科すことができる。情状が重大または期限を過ぎても是正しなかった場合、国务院専利行政部門は新規専利代理業務の引き受けを6ヶ月ないし12ヶ月停止し、ひいては、専利代理機構業務の営業許可証を取り上げる。

(一) パートナー、株主または法定代表人などの事項に変更があったが、変更手続きを行わなかった場合。……】

9.4 (専利代理機構) 専利業務委託者の利益を害した事件

法律条項：『専利代理条例』第25条第1項第2号、第3号、第4号。

例：ある企業が専利出願委託者の利益を害した事件。

【『専利代理条例』第25条第1項第2号、第3号、第4号「専利代理機構に次のいずれかの行為がある場合、省、自治区、直轄市の人民政府の専利業務管理部門は期限を決めて是正を命令し、警告を与え、10万元以下の罰金を科すことができる。情状が重大または期限を過ぎても是正しなかった場合、国务院専利行政部門は新規専利代理業務の引き受けを6ヶ月ないし12ヶ月停止し、ひいては、専利代理機構営業許可証を取り上げる。……(二) 同一の専利出願または専利権の業務に関して利害の衝突があるその他の当事者の委託を受けた場合。(三) 専利代理師を指定してその本人やその近親と利害の衝突がある専利代理業務を引き受けさせた場合。(四) 委託者の発明創造の内容を漏洩し、または自分の名義で専利出願や専利権無効宣告請求を行った場合。……】

9.5 (専利代理機構) 管理をおろそかにして深刻な結果をもたらした事件

法律条項：『専利代理条例』第25条第1項第5号、『専利代理管理弁法』第51条。

例：ある企業が管理をおろそかにして深刻な結果をもたらした事件。

【『専利代理条例』第25条第1項第5号「専利代理機構に次のいずれかの行為がある場合、省、自治区、直轄市の人民政府の専利業務管理部門は期限を決めて是正を命令し、警告を与え、10万元以下の罰金を科すことができる。情状が重大または期限を過ぎても是正しなかった場合、国务院専利行政部門は新規専利代理業務の引き受けを6ヶ月ないし12ヶ月停止し、ひいては、専利代理機構営業許可証を取り上げる。……

(五) 管理をおろそかにし、深刻な結果をもたらした場合。」

『専利代理管理弁法』第51条「専利代理機構が次のいずれかの状況に該当する場合、『専利代理条例』第25条に規定する「管理をおろそかにし、深刻な結果をもたらした」違法行為に属する。(一) 故意または重大な過失により委託者、第三者の利益に損失をもたらし、または公共利益を損なった場合。(二) 非正常な専利出願行為に従事し、専利業務の秩序を深刻に乱した場合。(三) 他の専利代理師、専利代理機構を誹謗中傷し、不正な手段をもって業務を誘引し、虚偽を弄して、業界の秩序を深刻に乱し、関連行政機関から処罰を受けた場合。(四) 専利審査業務または専利行政法執行業務の正常な進行を深刻に妨害した場合。(五) 専利代理師が業務引き継ぎの手続きを適切に行わずに専利代理機構から離職し、深刻な結果をもたらした場合。(六) 専利代理機構営業許可証の情報が市場監督管理部門、司法行政部門における登記情報または実際の状況と一致せず、要件に従った是正を行っておらず、社会公衆に重大な誤認を生じさせた場合。(七) 分支機構の設立、変更、抹消が所定の条件に適合せずまたは規定に従った届出を行っておらず、当事者の利益を深刻に損なった場合。(八) 専利代理師が本人の作成または審査していない専利出願などの法律文書への署名を黙認し、または指示し、当事者の利益を深刻に損なった場合。(九) 専利代理機構の営業許可証を改ざん、転売、貸付、貸与し、業界の秩序を深刻に乱した場合。」

#### 9.5.1 (専利代理機構) 非正常な専利出願を代理した事件

法律条項：『専利代理条例』第25条第1項第5号、『専利代理管理弁法』第51条第2号、『専利出願行為の規範化に関する規定』第3条。

例：ある企業が非正常な専利出願を代理した事件。

【『専利代理条例』第25条第1項第5号(略)

『専利代理管理弁法』第51条第2号(略)

『専利出願行為の規範化に関する規定』第3条「本規定にいう非正常な専利出願行為は以下を含む。(一) 出願された複数の専利の発明創造の内容が、明らかに同じであるか、または異なる発明創造の特徴、要素の単純な組み合わせで実質的に形成されている場合。(二) 出願された専利に、発明創造の内容、実験データもしくは技術効果の捏造、偽造、変造、または従来技術もしくは従来設計の剽窃、単純な置換、寄せ集めなどに類似する状況が存在する場合。(三) 出願された専利の発明創造の内容が、主にコンピュータ技術などを利用してランダムに生成されたものである場合。(四) 出願された専利の発明創造が技術改良、設計常識に明らかに適合せず、または退化し、言葉を飾ったもので、保護範囲を不必要に減縮されている場合。(五) 出願人が実際

の研究開発活動なしに複数の特許を出願し、かつ合理的な解釈ができない場合。(六) 特定の組織、個人または地域に実質的に関連する複数の特許を悪意で分散し、前後して、または異なる地域で出願している場合。(七) 不正の目的で特許出願権を譲渡、譲受した場合、または発明者、考案者を偽って変更した場合。(八) 信義誠実の原則に違反し、特許業務の正常な秩序を乱すその他の非正常な特許出願行為。】

#### 9.6 (特許代理師) 規定どおり特許代理業務の開業届出を行わなかった事件

法律条項：『特許代理条例』第12条第1項、第26条第1項第1号。

例：ある人が規定どおり特許代理業務の開業届出を行わなかった事件。

【『特許代理条例』第12条第1項「特許代理師は初めての業務に当って、業務開始の日から30日以内に特許代理機構所在地の省、自治区、直轄市の人民政府の特許業務管理部門に届け出るものとする。」

『特許代理条例』第26条第1項第1号「特許代理師に次のいずれかの行為がある場合、省、自治区、直轄市の人民政府の特許業務管理部門は期限を決めて是正を要求し、警告を与え、5万元以下の罰金を科すことができる。情状が重大または期限を過ぎても是正しなかった場合、国务院特許行政部門は新規特許代理業務の引き受けを6ヶ月ないし12ヶ月停止し、ひいては、特許代理師資格証書を取り上げる。(一) 本条例の規定に従って届け出なかった場合。……】

#### 9.7 (特許代理師) 特許代理業務開業規範に違反した事件

法律条項：『特許代理条例』第26条第1項第2号、第3号、第4号。

例：ある人が特許代理業務開業規範に違反した事件。

【『特許代理条例』第26条第1項第2号、第3号、第4号「特許代理師に次のいずれかの行為がある場合、省、自治区、直轄市の人民政府の特許業務管理部門は期限を決めて是正を要求し、警告を与え、5万元以下の罰金を科すことができる。情状が重大または期限を過ぎても是正しなかった場合、国务院特許行政部門は新規特許代理業務の引き受けを6ヶ月ないし12ヶ月停止し、ひいては、特許代理師資格証書を取り上げる。……(二) 独自に委託を受けて特許代理業務を取り扱った場合。(三) 同時に2つ以上の特許代理機構において特許代理業務に従事した場合。(四) 本条例の規定に違反して、それがかつて審査、審理または処理した特許出願や特許案件を代理した場合。……】

#### 9.8 (特許代理師) 特許業務委託者の利益を害した事件

法律条項：『特許代理条例』第26条第1項第5号。

例：ある人が特許出願委託者の利益を害した事件。

【『専利代理条例』第26条第1項第5号「専利代理師に次のいずれかの行為がある場合、省、自治区、直轄市の人民政府の専利業務管理部門は期限を決めて是正を要求し、警告を与え、5万元以下の罰金を科すことができる。情状が重大または期限を過ぎても是正しなかった場合、国务院専利行政部門は新規専利代理業務の引き受けを6ヶ月ないし12ヶ月停止し、ひいては、専利代理師資格証書を取り上げる。……（五）委託者の発明創造の内容を漏洩し、または自分の名義で専利出願や専利権無効宣告請求を行った場合。」】

#### 9.9 （専利代理師）専利業務の代理で損害をもたらした事件

法律条項：『専利代理管理弁法』第53条第2項。

例：ある専利業務の代理で損害をもたらした事件。

【『専利代理管理弁法』第53条第2項「専利代理師が専利代理品質などの原因により委託者、第三者の利益に損失を与え、または公共利益を損なった場合、省、自治区、直轄市人民政府の専利業務管理部門は署名した専利代理師に警告を与えることができる。」】

#### 9.10 （専利代理機構/師）業務執行過程において秘密漏洩/賄賂供与した事件

法律条項：『専利代理条例』第25条第2項、第26条第2項。

例：ある企業が業務執行過程において秘密漏洩した事件。

【『専利代理条例』第25条第2項「専利代理機構が業務執行過程において委託者の発明創造の内容を漏洩し、国家秘密の漏洩、営業秘密の侵害に係り、または関連する行政、司法機関のスタッフに賄賂を供与し、虚偽の証拠を提供した場合、関連する法律、行政法規の規定により、法的責任を負う。国务院専利行政部門は、専利代理機構営業許可証を取り上げる。」】

『専利代理条例』第26条第2項「専利代理師は業務執行過程において委託者の発明創造の内容を漏洩し、国家秘密の漏洩、営業秘密の侵害に係り、または関連する行政、司法機関のスタッフに賄賂を供与し、虚偽の証拠を提供した場合、関連する法律、行政法規の規定により、法的責任を負う。国务院専利行政部門は、専利代理師資格証書を取り上げる。」】

## 10. その他

10.1 電子商取引プラットフォーム経営者が知的財産権侵害行為に必要な措置を講じなかった事件

法律条項：『中華人民共和国電子商取引法』第42条第2項、第45条、第84条。

例：あるプラットフォーム経営者が知的財産権侵害行為に必要な措置を講じなかった事件。

【『中華人民共和国電子商取引法』第42条第2項「電子商取引プラットフォーム経営者は通知を受け取った後、直ちに必要な措置を講じ、当該通知をプラットフォーム内経営者に転送するものとする。直ちに必要な措置を講じていなかった場合、拡大した損害に対しプラットフォーム内経営者と連帯責任を負う。」第45条「電子商取引プラットフォーム経営者はプラットフォーム内経営者が知的財産権を侵害していることを知っている、または知っているべき場合、リンク削除、遮蔽、切断、取引やサービス終了などの必要な措置を講じるものとする。必要な措置を講じていなかった場合は、権利侵害者と連帯責任を負う。」第84条「電子商取引プラットフォーム経営者が本法第42条、第45条の規定に違反し、プラットフォーム内経営者による知的財産権侵害行為に対し、法に従い必要な措置を講じていなかった場合、関係知的財産権行政部門は期限を定めた是正を命じる。期限を過ぎても是正しなかった場合、5万元以上50万元以下の罰金を科す。情状が深刻な場合、50万元以上200万元以下の罰金を科す。」】

10.2 インターネット取引プラットフォーム経営者が商標法違反/専利法違反に係る商品に必要な措置を講じなかった事件

法律条項：『インターネット取引監督管理弁法』第29条、第49条。

例：あるプラットフォーム経営者が商標法違反に係る商品に必要な措置を講じなかった事件。

【『インターネット取引監督管理弁法』第29条「インターネット取引プラットフォーム経営者は、プラットフォーム内経営者およびその発表した商品またはサービス情報に対する検査監視制度を構築するものとする。インターネット取引プラットフォーム経営者は、プラットフォーム内の商品またはサービス情報が市場監督管理の関連法律、法規、規則に違反し、国家利益および社会の公共利益を害し、公序良俗に背いていると発見した場合、法により必要な措置を講じて、関連記録を保存するとともに、プラットフォーム住所地の県級以上の市場監督管理部門に報告するものとする。」第49条「インターネット取引プラットフォーム経営者が本弁法第29条に違反するにあたって、法律、行政法規に規定がある場合は、その規定に従う。法律、行政法規に規定がない場合、市場監督管理部門は職責により期限内に是正するよう命じるほか、1万元以上3万元以下の罰金を科すことができる。」】

出所：国家市場監督管理総局ウェブサイト

[https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/zfjcs/art/2025/art\\_44ab94682af94fa78b9249aa4dabab90.html](https://www.samr.gov.cn/zw/zfxxgk/fdzdgknr/zfjcs/art/2025/art_44ab94682af94fa78b9249aa4dabab90.html)

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。